

諮問番号：平成29年諮問第9号

答申番号：平成30年答申第1号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、京都府〇広域振興局長（知事の権限の受任者。以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）及び京都府府税条例（昭和25年京都府条例第42号。以下「条例」という。）に基づく不動産取得税の賦課決定処分（以下「本件処分」という。）について、審査請求人の従業員（以下「従業員」という。）の名義を借用して土地及び建物（以下「本件不動産」という。）を競落した際、本件不動産の真正な所有権は審査請求人にあり、本件不動産の取得に係る不動産取得税の納税義務者は審査請求人であることから既に不動産取得税を支払っているものであり、その後の真正な登記名義の回復による従業員から審査請求人への所有権移転登記に基づく本件処分については二重課税に当たると主張して、その取消しを求める事案である。

第3 審査請求に至る経過

審査請求に至る経過については、次のとおりである。

- 1 平成27年7月6日、審査請求人の従業員は、審査請求人が競売物件を落札するために、その名義を審査請求人に貸与することを承諾した。
- 2 平成27年7月6日、京都地方裁判所〇支部において本件不動産が従業員名義で競落された。
- 3 平成27年11月2日、処分庁は、法第73条の2第1項及び条例第43条第1項の規定により、本件不動産の取得について従業員に対し、不動産取得税の賦課決定処分（以下「審査請求外処分」という。）を行った。
- 4 平成28年7月5日、民法（明治29年法律第89号）第646条第2項による移転を原因とした従業員から審査請求人への本件不動産の所有権移転登記がなされた。
- 5 平成28年9月15日、審査請求人と従業員との間で、錯誤を原因として、平成28年7月5日の登記原因を「真正な登記名義の回復」とする更正登記手続を従業員が行う旨の和解が成立した。
- 6 平成28年10月3日、平成28年7月5日の登記原因を「真正な登記名義の回復」とする更正登記がなされた。

- 7 平成28年10月3日、処分庁は、法第73条の2第1項及び条例第43条第1項の規定により、本件不動産の取得について審査請求人に対し、本件処分を行った。
- 8 平成28年11月25日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、従業員の名義を借用して本件不動産を競落した際、本件不動産の真正な所有権は審査請求人にあることから、本件不動産の取得に係る不動産取得税の納税義務者は審査請求人であるとして既に不動産取得税を支払っているものであり、その後の真正な登記名義の回復による従業員から審査請求人への所有権移転登記に基づく本件処分については二重課税に当たり、違法である旨を主張している。

2 処分庁の主張

処分庁は、本件不動産に係る競落による所有権について、入札に参加していない審査請求人が取得することはあり得ず、従業員が競落人として所有権を取得した上で審査請求人に移転されたものであり、その移転に対する審査請求人への本件処分は、従業員に対する審査請求外処分とは別個のものであり、適法である旨を主張している。

第5 法令の規定等について

不動産取得税に関する法令の関係規定については、次のとおりである。

法第73条の2第1項及び条例第43条第1項は、不動産の取得に対し、その不動産を取得した者に不動産取得税を課すこととしている。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 結論

本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 審査請求人は、従業員に対し、自己の名義のみを審査請求人に貸与することを依頼し、従業員名義で本件不動産の競売手続に参加したものである。

しかし、それは審査請求人と従業員との内部関係にすぎず、対外的には本件不動産の所有権を競売手続によって取得したのは従業員であって、審査請求人が競落の結果、直接本件不動産を取得したものではない。

イ 不動産取得税は、いわゆる流通税に属し、不動産の移転の事実自体に着目して課せられるものであって、不動産の取得者が取得する経済的利益に着目して課せられるものではないから、不動産の取得者が実質的に完全な内容の所有権を取得するか否かには関係なく、所有権移転の形式により不動産を取得するすべての場合をいうものと解すべきである（最高裁判所昭和48年11月16日第二小法廷判決・民集27巻10号1333頁）。

ウ これを本件についてみると、従業員は競落によって本件不動産を一旦取得し、審査請求外処分において従業員名義で不動産取得税を納付した審査請求人が、後に真正な登記名義の回復を原因として本件不動産の所有者の名義を改めても、不動産取得税は流通税の性格からして所有権移転の形式による不動産取得のすべてに賦課されるのであるから、本件処分を二重課税ということはできない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

ア 審査請求人は、従業員に対し、自己の名義のみを審査請求人に貸与することを依頼し、従業員名義で本件不動産の競売手続に参加したものである。

しかし、それは審査請求人と従業員との内部関係にすぎず、対外的には本件不動産の所有権を競売手続によって取得したのは従業員であって、審査請求人が競落の結果、直接本件不動産を取得したものではない。

イ 不動産取得税は、いわゆる流通税に属し、不動産の移転の事実自体に着目して課せられるものであって、不動産の取得者が取得する経済的利益に着目して課せられるものではないから、不動産の取得者が実質的に完全な内容の所有権を取得するか否かには関係なく、所有権移転の形式により不動産を取得するすべての場合をいうものと解すべきである（最高裁判所昭和48年11月16日第二小法廷判決・民集27巻10号1333頁）。

ウ これを本件についてみると、従業員は競落によって本件不動産を一旦取得したことから、当該取得に対する審査請求外処分において審査請求人が行った納付は従業員名義の不動産取得税の第三者納付であり、後に真正な登記名義の回復を原因として本件不動産の所有者の名義を改めたことに対する本件処分も、従業員から審査請求人への所有権の移転について、不動産取得税は流通税の性格からして所有権移転の形式による不動産取得のすべてに賦課されるのであるから、本件処分を二重課税ということはできない。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取扱う審査会の部会

第2部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年12月25日	審査庁が審査会に諮問

平成30年 1月11日	第1回調査審議（第2部会）
〃 1月11日	審査請求人から審査会に平成30年1月10日付け主張書面を提出
〃 2月1日	第2回調査審議（第2部会）
〃 2月2日	答申

第8 審査会の判断の理由

- 1 審査請求人は、従業員に対して名義貸しを依頼し、当該従業員名義で本件不動産の競売手続に参加したものであり、競落によって審査請求人が実質的に本件不動産の所有権を取得している旨の主張をしている。
- 2 しかし、名義を貸した従業員については、審査請求人のために自己の名で競落人となることを承諾したものであり、競落人として本件不動産の所有権を取得しているものである。この点につき、「自己の名において当事者となることを承諾する者は、自ら相手方その他第三者に対する関係においては、あくまで自己がその取引の主体として法律上の権利義務を取得する地位につくことを承認するものであつて、ただ、その取引の結果の経済上の利害を自己が代つてやつたその者に帰属させるに過ぎず、この相手方においても、他に経済上の利害の主体の存することを知つていと否とにかかわらず、いやしくも自己の名において取引の主体となる者は右のような法律上の地位に立つものであることを承認してその取引を成立せしめるものであるから、契約は常にその名において当事者となつた者と相手方との間に有効に成立するのである」（東京高裁昭和26年（ネ）第2398号・昭和27年5月24日判決）と判示されているところでもある。
- 3 そうすると、競落によって本件不動産を一旦取得した従業員から審査請求人に所有権が移転していることになり、最高裁判例（最高裁昭和43年（行ツ）第90号・昭和48年11月16日第二小法廷判決・民集27卷10号1333ページ）において、「不動産取得税は、いわゆる流通税に属し、不動産の移転の事実自体に着目して課せられるものであつて、不動産の取得者がその不動産を使用・収益・処分することにより得られるであろう利益に着目して課せられるものではないことに照らすと、地方税法七三条の二第一項にいう「不動産の取得」とは、不動産の取得者が実質的に完全な内容の所有権を取得するか否かには関係なく、所有権移転の形式による不動産の取得のすべての場合を含むものと解するのが相当」とされていることからすると、審査請求人に対する本件処分については妥当なものといえる。
- 4 なお、審査請求外処分に係る実質上の納税義務者は審査請求人であり、審査請求人が納付していることから、本件処分は二重課税である旨の主張もしているが、審査請求人による第三者納付（法第20条の6第1項）にすぎず、これを理由に本件処分が二重課税であるとの主張は当を得ていない。
- 5 その他
本件処分においては、他に違法又は不当な点は認められない。
- 6 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第2部会

委員（部会長）	白 浜	徹 朗
委員	姫 田	格
委員	小 谷	真 理